

一般財団法人KDDIグループ共済会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般財団法人KDDIグループ共済会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、KDDI株式会社及びその関連会社の役職員または定年退職者に対する相互扶助等の提供による福利厚生等の増進並びに公益的な文化事業活動を通じた社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定保険業

(2)福利厚生事業

(3)物品・サービス斡旋事業

(4)少額短期保険募集代理業

(5)KDDI株式会社及び関連会社からの受託事業

(6)児童又は青少年の健全な育成に資する事業

(7)電気通信サービス利用者の便益増進に資する事業

(8)その他本会の目的を達成するために必要な事業

(機関)

第5条 本会は、評議員、理事及び監事のほか、次の機関を置く。

(1)評議員会

(2)理事会

(公告の方法)

第6条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(事業年度)

第7条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 評議員会及び評議員

(評議員の員数)

第8条 本会に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議において行う。

- 2 前項の決議については、決議に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(評議員の任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了の前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了の時までとする。
- 3 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第11条 評議員は無報酬とする。

(評議員会の招集)

第12条 評議員会は、法令で別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(評議員会の決議の省略)

第13条 理事が評議員会の決議事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会規則)

第14条 評議員会に関する事項は、法令又は定款に定めがあるもののほか、評議員会で定める評議員会規則による。

第4章 理事会及び理事

(理事の員数等)

第15条 本会に理事3名以上7名以内を置く。

- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）の代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（理事の選任及び解任）

第 16 条 理事の選任及び解任は、評議員会の決議において行う。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の権限）

第 17 条 理事長及び常務理事は、本会の業務を執行する。

- 2 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、本会を代表する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐して本会の業務を処理するとともに、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（理事の任期）

第 18 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了の前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、退任した理事の任期の満了の時までとする。
- 3 理事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

（理事の報酬等）

第 19 条 理事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（理事会の招集）

第 20 条 理事会は、理事長が招集する。

（議事録）

第 21 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会の決議の省略）

第 22 条 理事が理事会の決議事項を提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは（監事が当該提案に異議を述べたときを除く）、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（理事会規則）

第 23 条 理事会に関する事項は、法令又は定款に定めがあるもののほか、評議員会で定め

る理事会規則による。

第5章 監事

(監事の員数)

第24条 本会に監事1名を置く。

(監事の選任)

第25条 監事の選任及び解任は、評議員会の決議において行う。

(監事の任期)

第26条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了の前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了の時までとする。

3 監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(監事の報酬等)

第27条 監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 会計

(事業報告及び決算)

第28条 本会の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告書

(2)事業報告の附属明細書

(3)公益目的支出計画実施報告書

(4)貸借対照表

(5)損益計算書

(6)貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款を事務所に備え置くものとする。

(剰余金等の分配禁止)

第 29 条 本会は、剰余金又は残余財産の分配を行うことができない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 30 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 9 条についても適用する。

(解散)

第 31 条 本会は、目的事項である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 32 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 項第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄贈するものとする。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 本会の最初の代表理事、業務執行理事は、次のとおりとする。

代表理事 村 本 伸 一

業務執行理事 小 林 敬 一

附則

この定款の変更は、平成 25 年 4 月 12 日から施行する。

令和 7 年 5 月 19 日一部変更